## 法 務 省

## 高知刑務所

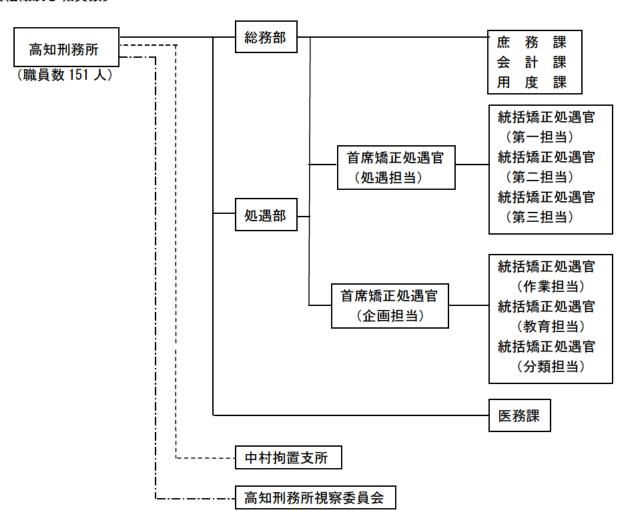
〒781-5101 高知市布師田 3604-1

TEL (088) 866-5454 FAX (088) 880-2006

中村拘置支所 〒787-0003 四万十市中村丸ノ内 22

TEL (0880) 35-2278 FAX (0880) 35-0299

## 〔組織及び職員数〕



	置			刑 務 所: 法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則
設		根	拠	第1条
				拘置支所: 法務省設置法第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第26条
所	掌	事	務	1 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、 刑事訴訟法(昭和23年
				法律第 131 号)の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される
				者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと
				2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施
				設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容
				すること
				担当:高松矯正管区 第一部 総務課
情報公開・個人			人图	TEL (087) 822—4455
情報保護窓口				(注)高知刑務所及び中村拘置支所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上
			記窓口で受け付けています。	